

千葉県美術館 ワークショップパートナー登録制度実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県美術館ワークショップパートナー登録制度を実施することに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この登録制度は、市民との協働を通してより開かれた美術館を目指すとともに、市内外で文化活動を行っている個人や団体を千葉県美術館のワークショップパートナーとして登録し、美術館の施設を利用して専門性・特色を生かしたイベントやワークショップを開催することにより、豊かな知識と経験を有する千葉市の文化芸術の担い手を発掘・育成することを目的とする。

(概要)

第3条 千葉県美術館は、ワークショップパートナーとこの要綱に定めるところにより、ワークショップ・イベントを協働して実施する。

第2章 ワorkshopパートナー

(役割)

第4条 ワorkshopパートナーは、次に掲げる各号を行う。

- (1) ワorkshop・イベントを千葉県美術館と協働して実施すること
- (2) ワorkshop・イベントの企画、提案
- (3) ワorkshop・イベントを年2回以上実施すること
- (4) ワorkshop・イベントの準備（次に掲げる各号を含む。）、当日の運営及び記録
 - ア ワorkshop・イベントで使用する道具、材料の調達
 - イ ワorkshop・イベントの募集、参加者の決定、参加者名簿の管理及び参加者との連絡調整
 - ウ ワorkshop・イベントの参加費の徴収及びその管理
- (5) ワorkshop・イベントの実施内容、実施の報告等、千葉県美術館が定める書類の作成及び提出
- (6) 使用した施設について、ワークショップ・イベント終了時に原状に復すること

(要件)

第5条 ワorkshopパートナーは、次に掲げる各号のすべてを、満たさなければならない。

- (1) 個人又は団体であること
- (2) 個人にあつては、18歳以上であること。団体にあつては、代表者が18歳以上であること
- (3) 千葉県美術館の活動や趣旨に理解・関心を持っていること
- (4) ワorkshop・イベント又はこれに類似するイベントやワークショップの開催経験があること
- (5) この要綱を含め、ワークショップ・イベントに係る各種法令を遵守すること

(6) ワークショップ・イベントに係る個人情報について、別添個人情報取扱特記を遵守し、ワークショップ・イベントの実施以外の目的で使用してはならないこと

(登録)

第6条 ワークショップパートナーは、この要綱に定めるところにより、登録されなければならない。

- (1) 前項の登録を希望する者は、この要綱に従って登録の申請を行わなければならない。
- (2) 千葉市美術館は、前項の申請があった場合は、その内容を選定、登録の可否を決定し、その結果を申請した者に通知する。
- (3) 千葉市美術館は、前項の選定の結果、登録を可とした者を、登録する。
- (4) 登録の期間は、登録された日からの登録された日の属する年度の3月31日までとする。

(申請)

第7条 前条第2項の申請は、千葉市美術館が定める登録申請書(様式第1号)とともに、次に掲げる各号を提出することにより行う。

- (1) ワークショップ・イベントの実施案(様式第2号)
- (2) 活動実績(様式第3号)

(変更)

第8条 登録者が、登録内容を変更しようとするときは、事前に登録内容変更申請書(様式第4号)により千葉市美術館に申入れ、その承諾を得なければならない。

(更新)

第9条 登録者が登録の期間の後も引き続き登録をしようとする場合、新たに申請することを要する。

- (1) 前項の場合、第6条を準用する。

(禁止事項)

第10条 ワークショップパートナーは、ワークショップ・イベントについて、次に掲げる各号のいずれもしてはならない。

- (1) 決められた場所以外での火気の使用・喫煙、飲食
- (2) 決められた場所以外の施設の壁面、ガラス、扉等への張り紙等
- (3) 実施に係る利用の権利を第三者に譲渡又は転貸すること
- (4) 許可されたワークショップ・イベントを許可無く変更すること
- (5) 政治活動、布教活動及び営利活動

(欠格)

第11条 千葉市美術館は、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、登録を取消することができる。

- (1) 登録者より取消しの申し出があった場合
- (2) 6ヶ月以上活動実績が無い場合
- (3) 第5条を満たさなくなったこと
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合又はそのことが明らかになった場合

- (5) 偽りその他不正の手段で利用の許可を受けた場合
- (6) 前条に違反した場合
- (7) 公序良俗に反する活動を行った場合
- (8) その他十分な事情があると認められる場合

第3章 ワークショップ・イベント

(ワークショップ・イベント)

第12条 ワークショップ・イベントは、次に掲げる各号を満たすものであることを要す。

- (1) 文化の普及活動を主たる目的とすること
- (2) 参加者が主体となる実施内容であること
- (3) 参加者が公募されること

(美術館の役割)

第13条 千葉市美術館は、ワークショップ・イベントの実施にあたり、次に掲げる各号を行う。

- (1) ワークショップ・イベントを千葉市美術館と協働して実施すること
- (2) ワークショップパートナーの提案に基づき、ワークショップ・イベントの開催を決定すること
- (3) ワークショップ・イベントの広報及び参加者の募集
- (4) ワークショップルーム（千葉市美術館5階）等の会場及びその附属備品の提供
- (5) ワークショップ・イベント実施にかかる損害賠償保険の加入

第4章 本要綱について

(協議事項)

第14条 本要綱に定めのない事項については、本要綱に従い美術館と登録者の協議のうえ、決定する。

(本要綱の変更)

第15条 美術館は、登録者の了承を得ることなく本要綱を随時変更できるものとする。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、美術館が別に定める。

(付則)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。